

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月11日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第1号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(河合町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 河合町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月河合町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月河合町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(河合町水道法施行条例の一部改正)

第3条 河合町水道法施行条例(平成25年3月河合町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に

「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。